

新潟県立新発田病院臨床検査機器等の構築業務に係るプロポーザル競技の実施について（公告）

新潟県立新発田病院臨床検査機器等の構築業務について、次のとおり提案書の提出を招請する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成30年1月12日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 業務概要

(1) 業務名

新潟県立新発田病院臨床検査機器等の構築業務

(2) 実施場所

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院

(3) 提案を求める業務内容

新潟県立新発田病院の臨床検査機器等について、プロポーザル方式に基づく新潟県立新発田病院臨床検査機器等の構築に係る共同提案者選定実施要項（以下、「実施要項」という。）に定める検査システムと検査機器リース、試薬納入及び外注検査委託の各々を担当する業者（以下、「共同提案者」という。）が共同で最適なシステム等を構築し、新潟県立新発田病院検査科の収支改善、業務の効率化・省力化を図るシステム等の提供を行うこと。

(4) その他

詳細は実施要項及び仕様書のとおり。

2 本プロポーザルへの参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 検査システム及び機器リースに係る共同提案者については、新潟県物品入札参加資格者名簿に登録されている者であること。外注検査受託に係る共同提案者については、過去5年間に新潟県立病院から検査を受託した実績があること。

(3) 本プロポーザルに係る参加表明書を提出した日から提案書提出までの間において、新潟県知事から指名停止を受けた者（指名停止の期間の一部が重なる場合を含む。）でないこと。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

3 提案者を選定するための基準

前記2に定めるとおり。

4 提案者を特定するための基準

前記1(3)の業務ごとに機能、体制、費用見積、その他効率化・省力化に係る取組等を評価する。

なお、詳細は実施要項に定めるとおり。

5 手続き等

(1) 担当部局

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院 経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2517

(2) 参加表明書等の様式及び実施要項等の交付期間、交付場所及び交付方法

ア 交付期間

平成30年1月12日（金）から平成30年1月19日（金）まで

ただし、新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に掲げる日を除く各日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 交付場所

前記5(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付場所で直接交付する。（郵送による交付は行わない。）

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

本プロポーザルに参加し提案書を提出しようとする者は、実施要項に定めるところにより、必要資料を添付した参加表明書を提出して、参加表明を行わなければならない。

ア 提出期限

平成30年1月26日（金）午後5時まで

イ 提出場所

前記5(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

平成30年2月21日（水）午後5時まで

イ 提出場所

前記5(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参すること。

6 審査及び結果の通知

(1) 審査

新潟県立新発田病院臨床検査機器システム等の構築に係る共同提案者選定プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)が、提出された書類及びヒアリング結果に基づき審査を行い、優れた提案を行った者を特定する。

(2) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本公告及び実施要項に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、また書類に虚偽の記載をし、提出した者

(3) 結果の通知

審査結果は、参加表明を行った全ての者に書面で通知する。

7 審査委員会

審査委員会の委員は、以下のとおり。

| | | |
|-----|----|------------------|
| 田中 | 典生 | 新潟県立新発田病院診療部長 |
| 渡邊 | 雅史 | 新潟県立新発田病院臨床検査科長 |
| 石川 | 直子 | 新潟県立新発田病院臨床検査技師長 |
| 宇佐見 | 公一 | 新潟県立吉田病院臨床検査技師長 |
| 高橋 | 稔 | 新潟県立新発田病院事務長 |

8 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 新潟県立新発田病院長は、最も優れた提案者と前記1(3)に定める各業務に関する契約締結交渉を行う。

この際、契約交渉は本プロポーザルにおける見積額を上限に共同提案者と個々に行うこととする。

なお、該当共同提案者が地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合、会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされた場合及び民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされた場合には、契約の締結を行わない場合がある。この場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

前記5(1)に同じ。

(6) 調達手続きの停止

平成30年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて、停止の措置を行うことがある。

- (7) 提案書に関するヒアリングを行う。
- (8) 詳細は実施要項のとおりとする。

9 Summary

- (1) Subject matter of Proposal:
Clinical Chemistry Automatic Assay System for Niigata Prefectural Shibata Hospital
- (2) Deadline for Application
January 26, 2018 5 : 00PM
- (3) Deadline for Proposal Submission
February 21, 2018 5 : 00PM
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital
Address: 1 - 2 - 8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata
〒957-8588 JAPAN
TEL 0254-22-3121 Ext.2517